○内閣府告示第百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道枝幸郡枝幸町

二　地域再生計画の名称　しごと×くらし総合支援推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道枝幸郡枝幸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道網走郡津別町

二　地域再生計画の名称　高付加価値化された観光を活用した人づくり・生産性向上計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道網走郡津別町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道斜里郡斜里町

二　地域再生計画の名称　まちなか研修施設再構築事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道斜里郡斜里町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道河東郡士幌町

二　地域再生計画の名称　士幌町　次世代産業活性化支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河東郡士幌町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡池田町

二　地域再生計画の名称　ブランデー製造を活用した地方創生推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡本別町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道中川郡本別町

二　地域再生計画の名称　地域を支える人材確保拠点施設整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道中川郡本別町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道十勝郡浦幌町

二　地域再生計画の名称　まちなか拠点施設整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道十勝郡浦幌町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県

二　地域再生計画の名称　青森県造林用林木育種研究・種子生産性革命拠点施設整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県

二　地域再生計画の名称　青森県きのこ育種・栽培研究生産性革命拠点施設整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三